

郵政委員會議錄 第三二号

昭和二十七年二月二十日(水曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 尾関 義一君

理事飯城 定輔君 理事風間 啓吉君

理事山本 久雄君 理事受田 新吉君

池田正之輔君 石原 登君

高木 松吉君 玉置 實君

坪川 信三君 降旗 徳弥君

山本 猛夫君 田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

郵政事務次官 寺本 齋君

郵政事務官 (貯金局長) 小野 吉郎君

郵政事務官 (簡易保險局長) 白根 玉喜君

委員外の出席者

専門員 稲田 穂君

専門員 山戸 利生君

二月六日

委員山本猛夫君辭任につき、その補欠として小西寅松君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員中野武雄君辭任につき、その補欠として山本猛夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員山本猛夫君辭任につき、その補欠として中野武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日

委員中野武雄君辭任につき、その補欠として山本猛夫君が議長の指名で

委員に選任された。

二月十九日

郵便貯金法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三六号)

同月六日

長野市古牧地区に無集配特定郵便局設置の請願(田中重輔君紹介)(第四七〇号)

一方井郵便局を集配局に昇格の請願(山本猛夫君紹介)(第五〇五号)

御明神郵便局を集配局に昇格の請願(山本猛夫君紹介)(第五〇六号)

浪民郵便局を集配局に昇格の請願(山本猛夫君紹介)(第五〇七号)

郵便料金大口使用者の特別優遇に関する請願(庄司一郎君紹介)(第五三九号)

同月九日

田島から檜枝岐まで郵便自動車路線延長等の請願(菅家喜六君紹介)(第五八二号)

同月十八日

簡易生命保険の最高金額引上げ反対等に関する請願(庄司一郎君紹介)(第七七二号)

江東区に郵便局復活の請願(天野公義君紹介)(第七九二号)

皆野郵便局舎新築に関する請願(青木正君外一名紹介)(第八六三号)

同月十二日

野戦郵便貯金の払戻しに関する陳情書(長野県北安曇郡大町千三百四十番地内山恒十)(第四五八号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を開会いたします。

昨十九日本委員会に付託になりました郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。寺本政務次官。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

郵便貯金には、左の利率により、利子をつける。

一 通常郵便貯金 年三分九厘六毛

二 積立郵便貯金 年四分二厘

三 定期郵便貯金

預入の月の初日から払もどし金の払渡(払もどし証書を発行するときはその発行)の日までの期間が二年をこえるとき 年六分

同期間が一年六箇月をこえ、二年以下であるとき 年五分四厘

同期間が一年をこえ、一年六箇月以下であるとき 年四分八厘

同期間が一年以下であると 年四分二厘

第十二條第一項の次に次の一項を加える。

積立郵便貯金又は定期郵便貯金について第四十五條第一項但書又は第五十二條第一項但書の規定による貯金の払渡をするときは、前項の規定にかかわらず、年三分の利率により、利子をつける。

第四十七條第一項中「百円以上千二百円以下(昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については二十円以上五百円以下)」を「百円以上四千円以下」に、「百円未満(昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については十円未満)」を「百円未満」に改める。

第五十四條中「千円又は三千元」を「千円、三千元、五千元又は一万円」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 郵便貯金法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項、第三項及び第四項を削り、第五項を第二項とし、第六項を第三項とする。

3 郵便貯金法附則第三項の規定又

は前項に規定する法律の附則第二項若しくは第三項の規定により従前の例によるものとされた郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の時に通常郵便貯金となつたものとみなす。

○寺本政府委員 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額及び利率を引上げるとともに、積立郵便貯金及び定期郵便貯金の預入金額を引上げることによつて、郵便貯金の利用を増進し、貯蓄の吸収をはかることとするものでありまして、その内容は次の通りであります。

すなわち第一の改正は、貯金総額の制限額を引上げることであり、御承知の通り郵便貯金の預金者の預金総額の制限額は、昭和二十二年十二月以来三万円にすえ置かれていたものであります。この金額が現在の物価、所得等の水準から見て低きに過ぎ、制度の目的の達成及び財務の増強に支障を招いておられますので、これを引上げる必要があると存するのであります。その引上げの程度は、一面において、昭和九年ないし同十九年を基準とする最近の消費者物価指数、国民貯蓄額の倍率、郵便貯金の増加指数等を根拠とし、他面において、郵便貯金利子に対する所得税免除の特典を勘案いたしますときは、昭和九年当時の五十倍であ

る十万円とすることが適当かと存ずるのであります。

第二の改正は、利率の引上げであります。郵便貯金の現行利率は通常郵便貯金が年二分七厘六毛、積立郵便貯金が年三分一厘二毛、定額郵便貯金が預入期間の長短に応じて六厘にわけられ、三分ないし四分に定められておりまして、一般金利の上昇の趨勢に遅れ、銀行の定期預金利率に比べて著しく低いので、これを通常郵便貯金は年三分九厘六毛に、積立郵便貯金は年四分二厘にまた定額郵便貯金は、現在の経済事情を考慮して現行の預入期間の種類を最長一年以下、最長二年を越えるものの四種類に整理し、その長短に応じて四分二厘ないし六分に改正し、貯蓄の増強に資したいと存するのであります。もつともすえ置き期間が設けられている積立郵便貯金及び定額郵便貯金につきましては、その期間内に貯金の払い戻しがあつた場合には、一般の利率よりも相対的に低く三分の利率を適用することとして、解約の防止をはかりたいと存じております。またこの利率の引上げを機といたしまして、法令上すでに廃止された種類の郵便貯金、たとえば月掛貯金とかすえ置き貯金等で現に存するものは、すべて通常郵便貯金とみなして取扱ふこととし、これら貯金の預金者の利益を考慮する一面、事務の簡素化をはかりたいと存じます。

第三の改正は、積立郵便貯金及び定額郵便貯金の預入金額を引上げることでありまして、これは貯金総額の制限額の引上げに伴う改正であります。すなわち積立郵便貯金の一回の最高預入金額を現行の千二百円から四千円に引

上げ、また定額郵便貯金の預入金額につきましては、その種類を現行の六種から八種に増加し、新たに五千円及び一万円のものを加えたいと存するのであります。

以上がこの法律案の内容であります。が、何とぞ十分御審議の上御可決くださるようお願いする次第であります。

○尾関委員長 次に連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に關する件を廃止する法律案、及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。飯塚委員。

○飯塚委員 まず簡易生命保険の増額について、これは質問を申し上げたいと思ひます。

簡易生命保険に關しては、増額しなければならぬということが先年衆議院でございました。今度の政府提出として出されました原案は、これを八万円に増額する、そういう改正でございます。すけれども、これは何回となく議論を尽くされておつて、八万円ではわづ／＼は承服し得ない問題だと思ひます。ここにただいま提案されました郵便貯金の預入額の増額に照して見ても、郵便貯金は三万円から十万円までに増額する、という意図であり、これと対照してみますと、五万円の簡易保険額を八万円という程度では、その点からだけ見ても不均衡だと私は考えます。か、当局としてはさらにこれを八万円より増額する御意思があるかどうか、この点伺ひたいと思ひます。

○寺本政府委員 保険金の最高限度の引上げに關して飯塚委員の御質問、また政府への激励、御希望、その御意見はまことに傾聴に値するものでございませう。この保険金の最高限度を相当額引上げなければならぬと思ひます。希望という／＼検討を加へてみまして、希望としてはいろいろの希望が出て参りますが、諸種の事情を勘案いたしまして、原案の通り八万円というものを提案いたしたわけでございませう。これをもう少し引上げる意思があるかどうかという御質問でございますが、一応この辺のところを適當じやないかと思つて提案をいたしましたわけでございませう。

○飯塚委員 この簡易生命保険の金額の増額に對しては、民間保険関係者からわづ／＼に對して、いろいろ／＼な手紙とかパンフレットみたいなものを送つてよこしまして、民間業者を官業をもつて圧迫するものだ、そういう相當強烈な言葉を使つて、いろいろ／＼な資料がわれ／＼に届いております。政府当局においてもそういうことに災ひされてお申しますか、先年衆議院でおつたものと多額の増額を八万円に格下げしたのではないか、そういう懸念があります。民間側の資料としてわれ／＼にいろいろ注文をつけて参ります中に、先年五万円に増額した、そういうことによつて民業を圧迫する、これが増額せられたために簡易保険の契約件数が非常にふえておる、そういうことも言つておりますけれども、件数がふえておることは事実であります。しかしその件数のふえたというものは、戦後の経済情勢の激変に伴つて、旧來の簡易生命保険のきわめて少額であつたものを整理して、改正した簡易生命保険の新しい規則に照し合せまして、きわめて少額なものはこれをとりまとめて新規

の契約に改めて加えたのであります。従ひまして旧來からの件数と比べますと、その年度における件数はふえておるかも知れませんが、これは新しく純粋に増加した件数はかなりでなく、古いものをまとめて新しいものに改めて、それをその年度の件数に加えたという結果でありますから、決して民業を圧迫し、官業のみが増加したのではない。そういう点で、もしも世間で懸念されるようなことがありましたらば、これは間違ひであるというところを、当局においても十分注意せられたいと考えますが、そういうお考えがあるかないか、これを伺ひたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 お答え申し上げます。ただいま御質問になられたことにつきましては、まつたくその通りであります。念のために事務次官の御説明を補足して御説明申し上げますと、私どももいたしましては民間の保険を圧迫する、という趣旨から、簡易保険の最高金額の引上げを企図したのでは毛頭ないものであります。引上げを企図した趣旨といたしましては二点ございませう。その一点は加入者の保険的な保護をどの程度に持つて行くことがいいかという点と、二点目は事業の現状から見て、経営上の建前からいたしまして、どの程度まで持つて行くことがいいかということの引上げの理由にいたすのであります。一面また民間保険に對する影響等も考えまして、事業の面、加入者の保護の面からいたしまして、この程度の数字にならざるにいたしまして、民間の現状等も考慮をいたして腰だめをした。従來最高制限額の引上げの際には、そういう考慮も

持つておるのでございます。従ひましてまず加入者の保護の面から申しますと、御承知のように簡易保険の最高金額をきめるにあたりましては、従來から中産階級以下の勤勞階級の生活の安定をはかること、医療費なりあるいは葬祭費なり、あるいはある程度遺族の生活の安定に必要な資金を充當するということを中心としたものでございまして、七回の引上げのたびごとに、そういう趣旨で決定しておるのでございます。従ひまして今回の引上げの際にあたりまして、加入者の保険的保護をはかるという面からだけ考えますと、基準年度をどこに置かによつてある程度違ひますけれども、少くとも相當量の引上げをしなければならぬように相なるのでございます。これらの数字は、法律案を提出いたしました御審議をお願いいたす資料といたしまして数字が入つておるのでございませうから、ここでは省略いたしますが、とにかくも加入者の保護の面からいたしましては、八万円程度ではなくて、相當量の数字に相なるのでございませう。また一面、事業の面からいたしまして、この事業といへども、こういう加入者のためにやる事業におきましては、最も事業の健全なる基礎をつちかわなければならぬのでございまして、独立採算制を堅持するの必要は、長期契約であるだけ、その必要性は強いのでございませう。そういう面からいたしまして、振り返つて簡易保険事業の現状を見ますと、実は相當困難な状況にあるのでございませう。現在まだ十五億の赤字を持つておるのでございませう。しかも新規契約が相當量出ない限

りにおきましては、御承知のように現状からいたしますと、死差益で赤を埋めておる状況でございます。赤字の原因は事業費率が高いということでございます。赤の原因であるところの物件費、人件費、事業費の三十数億を、実は新規契約をとることによる死差益で埋めておるような現状でございます。そういう現状からいたしまして、保険の新規募集が相当畳出なければならぬような現状にあるのでございます。振り返つてみますと、二十三年、二十四年、二十五年のときは、相当募集はできたのでございますが、その後募集実績は悪くなつておるのでございます。昭和二十四年は二十億圓、二十五年は十五億圓、二十六年は八億圓というようなかつこうになりまして、五万円では頭づきになっておるような現状でございます。また保険の実際から見ましても、戦前におきましては、千人当りの契約をするのに千何人というように、ほとんど入つておつたのでございますが、現在の状況からいたしますと、戸主以外は大体入り得ないような状況になっておるのでございます。従いましてお父さんが死んだときに、せめても死後の生活の拡充をはかりたいという意味で、大部分は戸主、世帯主が入つておるのでございます。それが現に七〇％入つております。あの三〇％は、お勧めいたしましてもらないようなお方が、あるいはお勧めいたしましてお資力の面から入り得ないようななかつこうの人で、とにかく七〇％は入つておるわけでございます。それが五万円程度で押えられては、非常に保険の効果もないし、募集の面でもつらい現状でございます。また他

面、先ほどお話がありましたように民間の方々は、二十四年、二十五年は相当量の新規の募集があつたではないか、こういうお話がございますが、ちようどお話になりましたように、実は乗りかえのために、実質上は旧契約であるのを新契約の衣を着たのにすぎないのが相当量あるのでございます。これまた資料として御参考のためにお渡しいたしておりますが、小額契約は実は終戦前一口最高千円のものが六千六百万件ございました。その六千六百万件のうちで、すでに四千九百万件整理いたしましたわけでございます。これは大体二十三年の終りごろから二十四、五年に力点をかけて、二十六年もある程度やつたのでございます。あとに残るのはわずか千七百万件になっておりますが、これも今回御提案申し上げます御審議をお願いいたします小額整理の趣旨を含めまして、取立てを停止するという法案を出しております。でございますが、これらの旧契約が形の上では新契約といふので化けたのでございまして、新規でふえたと申ししましても、四千九百万件の旧契約が新契約に化けて、形式から見れば新契約になっておるだけでございます。そういうような状況からいたしまして、われ／＼といたしましては、理想の数字は先ほど申し上げましたように相当上まわつておりますが、できるだけ民間の事情もいろ／＼考えまして、一応八万円と出したのでございますが、これにつきましては、よろしく御審議をお願いいたしますと存ずる次第でございます。

○観摩委員　ただいまの御説明で、増額する御趣旨はよくわかりましたが、そのお話の中に、遺族に対して一つの

安定感を与えるということですか。この問題は、社会政策的な観点から出発した小額保険でありまして、その当時の経済情勢と今の経済情勢と比較してみますと、八万円どころでなく、これはもつと上げなければならぬ経済情勢になつておると思います。また遺族に対しても、八万円その遺族がはたして安定感を得られるかどうか、この点も十分お考えくださいまして、将来の増額に対する心構えをもつと強くしていただかなければならないと思ひます。これで私の質問を終ります。

○山岡委員長　山本猛夫君。

○山本猛夫委員　簡易生命保険の契約額を増額するという政府原案につきまして、寺本政務次官にお尋ねを申し上げます。まず第一に、簡易生命保険にいたそうが、民間の生命保険にいたしませんが、民心の安定という観点から考えましたならば、貧乏人の方が国民の数の中でパーセンテージからいって多いということであるならば、簡易生命保険関係の契約者に与えるまず第一義の目標としては、民心安定という眼目が相当大きく考えられていなければならぬかつたものと思うのでありまして、多分にさようなことを考えられて始まつたものとおわれ／＼は了承しておりますが、そういうような観点からいって、はたして政府原案の八万円で、一家の大黒柱が死んだ場合に、葬式料を払つて、あと家族何名で何箇月生きて行けるかといったようなことが、この算定の基準の中に入れたかどうか。もう一つは、わが自由党の総務会では、二十万から三十万の間で保険金額を決定するように、時の郵政委員長池田正之輔君と、時の自由党政

請会長であり、また吉武議員も、これをきめるようになつておりまして、従いましてかような与党の総務会で決定せられた事項が、この八万円を算定する開議の算定基準の中にどういふふうに入取れられて行つたか、あるいは全然これを無視したのか、これをお尋ね申し上げたい。

○寺本政府委員　山本委員のお説の通り、簡易保険の保険金額が、葬式を出して、あとで遺族が何箇月この保険金で生活して行けるか。葬式の費用にもよりまして、大体これ以後顧の憂いのないようには保険金をふだん積んでおくということから考えれば、これは八万円という額はきつめて少額で、その目的に沿わないと思います。しかし今日のいわゆる簡易保険の対象である庶民階級の葬式の費用であるとか、その後の一箇月、二箇月の生活はまじめにやつて行けば行けるのじやないかと思ひます。ただ決して十分でないことは私たちもよく存じております。自由党の総務会が二十万ないし三十万円という額を出されて、その総務会の決議を政府原案に取入れたかどうかというお話でございますが、これはもちろん閣議できまつたことでございますが、大臣としても自由党に籍を置く大臣であります。もちろん総務会の決議を重要な参考に置きまして、諸種の情勢を勘案して八万円にきめてある次第でございます。総務会の意向を全然無視したものでないということだけは申し上げておきます。

○山本(猛)委員　それでは政府原案の八万円でなければ、民間業者の業態を圧迫して、これを危急に陥れるという

か、あるいはまたこれを自由党の総務会で決定をしたように二十万から三十万の間で決定をするというようなことでは、民間業者を相当程度圧迫すると考へてかようなものにしたのか、これをひとつ伺いたい。

○寺本政府委員 簡易保険の対象とする分野と、民間保険の対象とする分野とは、これは私の私見でございますが、多少これは違ふと思います。簡易保険の額があまりに高額になると、民間保険をすぐ圧迫するように言う人がありますが、今私が申し上げたように、そう直接に影響はないと思う。しかしそれも金額によりまして、二十万とか三十万とかといふと、やはり民間保険に多少の影響はあると思います。圧迫するといふほどのことはないかも知れませんが、多少影響はあると思います。そういう点を勘案しまして、いま一躍二十万、三十万といふものは摩擦が大きいのでやなからうか、いろいろな点を勘案して、一応八万円にきめたのでございます。

○山本(猛)委員 今寺本政務次官は相お苦しいお立場のようでありますから、あまりお困らせいたしたくありませんけれども、簡易生命保険というのは民心の安定のために創設をされたものであるといふことは、これは動かすことのできない事実でありますから、さようなものであるなら、一家の大黒柱が死んだ場合に、どれくらいの大黒柱を死んだ場合に、今後保険金をつたら葬式を出して、何箇月やつて行けるかといふところにかと焦点を合してきめるべきではなかつたかと思ひますのに、だれが考へても、

今日の物価指数からいつて、八万円ではおそろくさうなことは期し得られない。もう一つ今お答えを伺つておきますと、その民間を圧迫するような数字とは考えられないといつたようなふうな傾向があるのでございますが、それならば、なぜその国民生活の実態に焦点を合した数字をおきめになれなかつたか。これ以上政務次官にお尋ねいたしてもお気の毒でありまして、今度には保険局長にお尋ねをしたいと思います。数字でどれくらいになつておりますか、承りたい。

○山本(猛)委員 二十七年年度の募集計画は、数字において十八億ということに了承いたしました。それが、二十六年年度は二十六年度実行中の現在募集せられた数字はどれくらいでありますか。

○山本(猛)委員 二十七年年度の募集計画は、数字において十八億ということに了承いたしました。それが、二十六年年度は二十六年度実行中の現在募集せられた数字はどれくらいでありますか。

○山本(猛)委員 二十六年度は十億で、二十七年年度は十八億という飛躍的な数字を承りましたけれども、それは政府原案の八万円、二十七年年度の募集計画の十八億というものは達成し得られるかどうか、御自信のほどを承つておきたい。

○山本(猛)委員 目標をいたしたすつもりでございます。しかし実績で確信があるかという御質問でございますが、その点につきましては確信ありといひたいのでございます。けれども、ちよつと自信がないところでござい

○山本(猛)委員 私はあまりしつこいことをお尋ねすることはきらいです。大政務次官から政府の御方針を承つたり、それから事務当局から今数字の面での御自信のほどを承つたのです。これはどうもどちらからといつても、政府原案に対しては承服できません。ですから政府にお申入れをいたしますが、政府原案の八万円には断固反対でございます。ですからもう一つ御考慮を願うように申し上げて質問を終ります。

○山本(猛)委員 受田新吉君。これは政府はこの保険金の増額を企図いたしまして、それより得られたところの収入、それに基く積立金の運用権を、依然として大蔵省に預金部資金として預託して、お役立て申し上げるような企図を持つておられるのか、あるいはこの金額の引上げとともに、当然預金部に預託されております積立金の運用権を奪還する用意を持つておられるのか、お伺いをしたいのであり

○山本(猛)委員 受田新吉君。これは政府はこの保険金の増額を企図いたしまして、それより得られたところの収入、それに基く積立金の運用権を、依然として大蔵省に預金部資金として預託して、お役立て申し上げるような企図を持つておられるのか、あるいはこの金額の引上げとともに、当然預金部に預託されております積立金の運用権を奪還する用意を持つておられるのか、お伺いをしたいのであり

○寺本政府委員 受田委員の御質問に答えます。保険金の積立金を御承知のように、今大蔵省預金部へ預託しておりますが、この保険金の最高限度を八万円に増額したこの機会に、保険の積立金の運用権を郵政省の方で奪還するかというふうな非常にはけしき言葉でありました。これはせつかくこの保険の契約があるいは集金等、郵政省の末端の第一線の人たちが、非常な苦勞をして募集に當つておる、あるいは集金に當つておるわけでありまして、ここにこれらの資金が集まりまして、預金部に参ります。その運用が主として大都會といひます。中央に流れ出るのが多いのであります。こういう郵政省を通じてあるいは郵政局を通じて地方から集まつた零細なこれらの保険金が、また地方の御用に役立つようになれば、保険の募集といひます。こういう面も非常に円滑に行くのじやなからうかと思ひます。そういう考え方によつて、私たちがこの機会に——という言葉は行過ぎかもしませんが、近い将来に、これは他の面とも折衝しなければならぬけれども、郵政省においでせつかく集めましたその保険の積立金というものの運用を、郵政省の手でやらしていただくように、そういう機会をなしたけ近い機会につくるように努力したいと考えております。そういう考え方でありまして。

○寺本政府委員 問題は、この法の改正によつて得られた資金が、依然として国家資金統一の美名のもとに、政府の独得な方針で大蔵省を中心とする運営がされる場合には、加入者の便益も、また加入のために努力をした従業員の努力

にこたえることも、非常に制約を受けるのです。私はその意味で、政府は近き将来にという御意向を持つておられるのであるが、近き将来は二、三年先でも四、五年先でも言えることであるが、この金額の引上げと同時に、交換条件として大蔵省からこちらへ奪還をして、現に今簡易保険局長より御説明があつたごとく、改正の要点は加入者の保険の保護という点に第一の要点があり、第二に事業の平常における目的をあげておられるのですが、加入者の保険の保護といふことに対する金の差繰りといふものは、まことに微々たるものであります。政府が出しました資料を見ましても、簡易生命保険積立金の運用状況は、その投資種目をながめましても、公共団体の証書貸付とか、あるいは契約者の貸付とかいうようなことは、比率がほんとうにすずめの涙であつて、ほとんどが資金運用部の方へ持つて行かれておる。こういうことを考えたときに、改正の目的の最も重要な点である加入者の保険の保護というところとやら、せつかくこへ提案理由の説明にあげておられる御察察とか、遺族生活費とか、こういう問題に恩恵が与えられないのじやないかといふことを考えるのであります。これは根本問題であつて、せつかく大衆の零細な資金を吸収して、それが一部の特権階級とかあるいは特定の方向へこれが流されるといふことは、保険加入者が企図してないことであつて、保険加入者の立場を守つておるという点からいふならば、まことに残念なことでありまして、近き将来などと言わずに、ただちに政府としてはこれを用意しようといふ心構えがないのか、あるいは政務次

官は大臣の政務を補佐する重要な地位を持つておるのでありますから、その意味で政府の最高の方針として、これを早急に再び郵政省にとりもどすという腹を持つておられるかどうか、もつとはつきりした態度でお答えいただきたいのであります。

○寺本政府委員 受田議員は近き将来といへば一箇月も近き将来、二、三年も近き将来とおつしやいましたが、私の申し上げた近き将来といふのは、その一年も二年も先といふことを考えておるわけじやございません。物事はやはりできるような順序をふまなければならぬのじやないかと考えます。預金部資金が、資金統一の名のもとに統一されて大蔵省にありますが、一面から見ますと、これはまだわれわれが近き将来——近き将来といふことはい

わゆるいよ／＼自主独立の国家となるわけでございます。そういうふうな事情を勘案して、受田議員の申された御意見は、私まつたく同感でございます。ですから、そういう受田議員と同じような考え方を持つて——私の申し上げる近き将来といふのは、決して二年も三年も先ではございません。きわめて近き将来に実現するようにいたしたいと思つております。

○石原(登)委員 ちよつと議事進行について——直接大臣にたしたい重要な質問がありますので、ぜひ大臣に出席するように、委員長から申しつけをいたしたいと思ひます。

○山本(猛)委員 政務次官は大臣の出席があるならば、その方へ御答弁を譲られ

○山本(猛)委員 政務次官は大臣の出席があるならば、その方へ御答弁を譲られ

るだろうと思ひますので、今の問題についてこれでは一応はこれを納めまして、次の問題といたしまして、先ほど以来飯塚さん、山本さんからこの最高制限額の問題について種々御発言があったのですが、八万円という基準がどこから出た算定基礎によるものであるかというところは、これは重大な問題だと思ひます。これが五万円が八万円に上るといふことは、引上げとしてはまことに微々たる問題なのであります。民間保険の従業者の方々が非常に反対をしておられる理由というものは、簡易保険局としても郵政省としても十分考へて、この案を立てられたと思ひます。同時に民間保険が十万円以下の契約に対しての無税の措置がとられておられるのが、これが官営事業である簡易保険の契約に、今まである程度のブレーキをかけて来たとも言えるのであります。民間保険と双方が互いに切磋琢磨して、保険事業の成績を上げて行くということが望ましいのであります。この点民間保険の従業者があるいは少し心配し過ぎている点があるとは思ひます。これは現在の貨幣価値の問題でありまして、さしあたりこの従業者が、公務に従事している人たちが労災法によつて、死亡した場合に三年間の給料がもらえるという、こういう線を一つ考えまして、また現在の公務員の給与の一万円、何かがのベースに考え合せまして、十万円をくぐる保険金額が生活の足しにならないといふことは、これはもうはつきりしておることであつて、八万円という数字をどこから出したか、微温的な引上げでありまして、このような案を出された意図が——今簡易保険局

長からもこの案を御審議願ひたいという御言葉があつたのですが、この案を審議するのにもちろんわれ／＼でありますけれども、政府として何かそこに奥にものがあるはずだと思ひます。この案を出しておられたのではないのか。民間保険との対立の点があるならば、もつとそれを納得すべく双方が理解し合つて行く。現に民間保険の従業者の各位が提訴しておりますあの郵政大臣の告訴事件なども、何かそういうまづいことを起すような伏線があつたのでありますから、事実保険金額を五万円に抑えたそのことがもう大衆には非常に無理であつて、このぎり／＼の線がまんじりしないから、自然あのような結果になつたのであるから、躊躇なく勇敢に最高契約額を引上げて、そして民間企業である保険の事業も庄追せずに、同時に官営事業も大いに発展させて、国民の保険意識を高めるようにすればいいのであつて、その点においては、政府は民間保険事業に決して御遠慮されることはなく、双方が互いに切磋琢磨するといふ線ががんばれると思ひます。政府の民間保険業者との従来の折衝の経過、全然そういう民間保険業者に折衝しない、突如としてこういう告訴をされたのか、あるいは十分折衝をしたのであるが、民間保険業者たちがこれに納得しない、そういう態度に出たのであるか、そういう経過を御報告いただき、同時に八万円という基礎は、いままも政府としては妥当であると思へるか、あるいはこれを提案したのは先月でありますので、それから相当時日もたつてゐるから、現状においてはさらにこの八万円を引上げるような用意もされ

ておるといふ含みがあるかどうかという、この二点をお伺ひしたいのであります。

○白根(主)政府委員　まず最初に超過契約の問題の方に關してお答えいたします。この点につきましては私どももいたしまして、超過契約のできないような措置を従来ともやつておつたのです。しかしながら御了解していただきたいことは、何しろ終戦後におきまして、事業を建て直すために目標を相当高く出した面もござりまするし、また御承知のように、契約の面を担当する機関が相当多くて膨大であつたわけなんです。と同時に終戦後の雇用関係等からいたしまして、ふなれた者が多少ございまして、それらの関係から若干さういふことがあるやに考えられるのでござりまする。しかしながらこのことは法律であらう制限がある限りにおきましては、極力と申しますか、絶無を期すべき責任は私どもにあると存じておるのでござりまする。従ひまして私どももいたしましては、一昨年来これが絶無を期するように、いろいろの手を打ちまして取締つて参つておるのでござりまする。ことに昨年以後私貯金から保険に移りましてから、さらに拍車をかけまして、官営事業である以上は法律を守る、そのかわりにという意味で、あるいは郵政局の部長會議を開き、あるいは関係の課長會議を開き、あるいは支局、地方簡易保険局関係の契約担当官の會議を開いて、とにかくも五万円を守つてもらいたい、こういう強い要望を申し上げたのでござりまする。しかしながら一面五万円を越えるような面につきましては、加入者の側からいたしまして、先ほど御説

明申し上げましたように、保険的な価値がないじゃないかという面もございまして、部下を取締るにつきましては、道理に基礎を置いて取締るのと、道理を少し超えるような取締りをいたしますとは、やはり実はずいといふところもござりまする。そういう事情でございまして、しかし非常に厳格に取締つております。また民間との協調について何か手を打つたかというお話でございしますが、民間の首脳部の方々も私の方にお見えになりまして、また大臣のところにもお見えになりましていろいろお打合せはしております。将来取締ることについては御趣旨通りにやつておるわけでございます。問題は過去成立した契約を支払うか支払わぬかという問題に意見の相違がござりまする。しかし一応成立した契約である限りは、やはり事故が起れば保険金を支払うのが、加入者といつたしましては善意であつたわけでありまして、善意の加入者に対してましては、契約は成立したけれども、金は今後払わぬといふことはいかかかと存じまして、その点につきましては、民間の方々と少し意見が違つておるのでござりまする。取締る面については、相当強く取締つておることを御了承していただきたい、かように存ずる次第であります。

それから保険金の引上げの面については、先ほど私御説明申し上げましたように、なるほど加入者側の生活の安定を期する面からいたしますと、八万円というのは事実低過ぎるとは存じます。しかしながら民間もいままも立直りの過渡期にあるので、それらの面からいたしまして、どこかある程度保険的效果の面も考えますが、片一方の民間事業に対する影響の方をも考へて、八万円にいたしました御提案申し上げたのであります。その標準はどこにあるかというお話であつたと存じます。それはあれこれ考へましてそうなつたのでございまして、民間の無審査の平均が大体七万一千円くらいが前年度分でございます。それだけではございせんが、それらの面もあれこれ考へまして、そういう程度にいたしましたわけでございます。

○受田委員　この民間保険と簡易保険とは、その目的が保険という点においては共通でありまして、そのやり方において違いがあるのではありませんか、簡易保険のように金額が少額で、しかも毎月お宅へお伺ひに行くとか、あるいは無審査であるとか、そういう独得の大きな、サービスの保険といふものは、民間保険をそう侵害するものではないと思ひます。民間保険といふものはもつとかわつた立場からの大きな線であるから、民間保険の小さな線であるから、民間保険の小額保険と簡易保険との競合について、そう苦勞をしないでいい問題だと私は思つておるのです。ところが事實は民間保険の人たちは、小額保険の区域を侵害されるものだといふので、非常に心配をしておると思ひますが、ここを政府がよく納得させる必要がある。また保険事業者に対して監督的な立場にある大蔵大臣も、常にそういう点について政府の意向を伝えて、民間保険業者が不安を抱かないようにしておかなければならなかつた問題だと思ひます。この点ここにつく佐藤大臣が御出席くださいましたので、民間保険業者に対しての不安を一掃する

上において、政府の措置がいかにとられたかという点について御答弁願いたいのであります。

○佐藤國務大臣 たいだいま民間保険と簡易保険との関係について、また同時に保険自身がいかしたら発達するか、こういう点についてお尋ねがありました。御承知のように簡易保険ができました当時は、いわゆる民間保険と別個の分野でやるのだ、勤労階級を主体にしての簡易保険制度を設けたというものであります。民間の方もその後この簡易保険がねらつておりました領域に、相当のくふうをいたしまして入つて来ている。ただいま御指摘になりましたような無審査保険も、民間自身もやつておる。あるいは月掛保険をやるとか、いろいろ同じような状況になつて参つております。ただいまの状況では、簡易保険がねらいました点だけが、簡易保険の専売だというふうな状態に相なつておらないのでございませう。

〔委員長退席、飯塚委員長代理着席〕

この点が今回の保険法改正に際しまして、われ／＼が民間事業との調整をはからなければならぬ点であるわけでありませう。そこで私も考えますのに、その同一分野において仕事をすることをいたしまして、簡易保険と民間保険を絶えず競争の立場においてのみこれを見ることは、わが国の保険事業の発達から見ても望ましいことじやない。大いに競争もいたします。お互いに切磋琢磨するという意味合いにおいて競争もいたしますが、保険事業を発達さすという意味合いにおいては、共通の目的を持つ、その意味において提携し

得る範囲も十分考え得るわけでありませう。たとえば在来から簡易保険につきまして、税の免除の特別措置が講ぜられておる。民間保険においても十万円程度は、相親税を見ないとかいふような考え方もあつたわけでありませうが、それらの点について、相当のくふうを凝らして行く。そうすれば双方相打ちとして、国民貯蓄の奨励にも相なるし、また同時にそれは保険業そのものの発達にも実はなるわけでありませう。私どもの考えますのは、この双方が競争する面は、お互いにサービスを完全なものにし、りつばなものを提供すること、この点で民間も、それから官営のものも大いに競争するがよろしい。しかし同時に国民貯蓄を奨励して、そしてほんとうに国力の充実をはかつて行くとか、あるいは国民生活に安定を与えるとか、こういうことは共通の目的のうちに思ひますので、その面においてくふうを凝らして参りたい、これが私どもの実は念願であります。ただ問題は、現在の民間保険業務というものは、いわれておりますようにその分野が違つておりますので、同一分野に立つておりますが、敗戦後のインフレの非常な影響をこうむつております。従いまして民間保険としてなか／＼思うような経営ができておらない。今日財界の状況も逐次安定して参つておりますので、この安定いたしました際におきましては、民間保険も一層の活動を開始することだ、かように私も期待しておるわけでありませう。そういうやさきでありますだけに、今回簡易保険を増額するという場合に、今回簡易保険を増額するきましては特別の考慮を払わざるを得

ない。そこが先ほど来問題になつておりますように、簡易保険の限度を一体幾らにするかということで、私も政府部内におきましていろいろ考究をいたしましたような次第でありまして、今回提案をいたしておりますように、在来の五万円を八万円に引上げる、これが簡易保険といたしまして、また民間保険といたしまして、一応調整がとれる点ではないかと、実はかように考えておる次第でございます。

○愛田委員 民間保険の圧迫をいたさないという点も十分考慮して、八万円をきめたという御答弁であります。これは民間保険業者との間において、常に密接なる相談がされていたということになるのであると考へてよろしいか。特に昨年の末には、この簡易保険の違法行為について、最高制限額を越えた契約に対して、民間保険の方面で佐藤郵政大臣を提訴されておるような実情にあるのであります。こういうようなところ、非常にまずいものがひそんでおると思つております。これを何とか圓滿にして、しかも民間業者も納得してく、この国営事業である簡易保険が発展して行くという方向をとつて行くことが必要であると思つておりますが、この点について今お尋ねいたしました民間業者との懇談が十分なされ、了解点が八万円ということになつたのかどうか、この点を重ねてお伺いしたいと思います。

○佐藤國務大臣 この点は民間業者の意向というものを、私もいろいろの機会に聞いてはおります。率直に申し上げますれば、民間保険といたしましては、現状のままで置いてくれというところが、民間保険の強い主張であるように承知いたしておるわけでございます。従いまして今回八万円に限度を引上げますに際しまして、政府は政府独自の考え方いろいろの材料は勘案いたしました。事前に相談をしてきめたというふうなものでは絶対にありません。私も自由な立場におきまして、諸種の材料を取入れて結論を出しておるものであります。

○愛田委員 私は政府がこの八万円という案を出したことに對して、何だか姑息手段であるというのを先ほどからしばしば申し上げたのですが、出せばもう少し勇敢に十万円以上の線を出して、しかも今申された税の問題も、民間業者の方面にも十万円まで今無税になつておるものを、簡易保険がたとへば十五万円に上げれば、民間保険の税の方も十五万円まで無税にするとかいうように、双方を同じ立場に立たせながら行くなれば、そうその間における軋轢が深刻化することはないと思つております。この点で今大臣も、現在のところ民間保険も簡易保険も、まつたく條件が同じ線に契約されているとお言葉でありましたが、簡易保険がなし得ないところは最高制限額を越えた民間保険の線であつて、この民間保険が特に重点を置いておる方面の線は、簡易保険はそれの外に置かれておるので、とうてい勝負になりません。従つて互いに同じ立場に立つておる線といふものは、今の無審査の少額の分だけ、ここが民間保険の一部が簡易保険と重なつておるので、その点の了解がつけばいいのであつて、民間保険の他の方面、簡易保険の企図し得ない部分の努力は民間保険に大いにやつてもいい、相重なる部分のものは互いに切

磋琢磨して保険事業の発展をはかつて行くという線に行けばいいと思つております。その点民間保険を侵害しないです。その点民間保険の最高制限額を十万円あるはそれ以上の線にまで引上げられる線が出て来ると私は思うので、この点について政府はこの線を越えては、この案を修正して出す考えはないのだ、この案をあくまで固執するのだという態度で出られるのかどうか伺いたしたいと思います。

○佐藤國務大臣 先ほど来政府委員からもお話し上げましたように、八万円と申しますのは、政府はこれが是なり、かように確信を持つて決定をし、提案をし、しかも御審査をお願いしておるような次第でございます。

○愛田委員 先ほど郵政次官にその片鱗をお尋ねしたのであります。大臣が御出席に相なつておるこの機会に、確信のほどをお伺いしたいのであります。それはこの保険金額の最高制限額を三万円引上げることに對して、当然増収が期待されなければならぬ。従つてその増収された部分は、その加入者のお互いの国民生活の安定の方向に振り向けられなければならない。ところが現在のところでは、せつかく加入者が血涙を流して繰出したしましたる保険料のその積立金は、その大部分が大蔵省の資金運用部の方へ預託せられて、大蔵省のお互いの保健上の保護の問題についても十分の目的を果していない、またその金の運用についても、もつと地方の開発の問題とか、あるいは加入者自身の生活の安定のための資金の問題とか、いろいろな線にこれを利用したいのであるが、これが国家資金の方へ吸収されて動かされない

という立場に立つておるのであります。これは昨年の三月三十一日の国会通過の資金運用部資金法の蔵たる存在のある限り、手がつけられないのであります。大臣はこの保険金額の制限額を引上げることによつて、当然これに加入する大衆の利益という点に重点を置かれて、大蔵省が一括して握つてゐる、大蔵省独自の目的のもとにこれが運用されている、政府資金として運用されているこの積立金を、何とか奪い返すところの意図をお持ちではないか。持つておられるならいつこそそれを実施しようとしておられるのか、伺いたいと思ひます。

〔飯塚委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤國務大臣 受田委員のお尋ねであります。どうも私全般の御質問の理由について、納得が行きかねるのでございます。と申すのは、預金部資金なれば国民生活安定に寄与しないような疑問を持つておられたやの説明のやうに聞くのであります。政府資金というものは、御承知のように全部あげて國家の存立並びに國民生活に寄与するように実に使われておるものであります。従ひまして郵政省で預かつたとか、あるいはその保険の積立金だとか、これがただちに預金部資金としてその財源に組み入れられるから、國民生活の安定あるいは向上に寄与しない方向へ使われるのだ、こういうふうにも思つておられるならば、いわゆる運用権の問題とはよほど縁の遠いお話のように感ずるのであります。その点は私の理解するところによれば、いわゆる運用権なるものは、大蔵省であれ郵政省であれ、同じ政府でありますの

で、二途に出るわけではありませんが、せつかく郵政省として集めると申しますか、いろいろ勧誘しておる、これらもその勧誘した人たちが、自分たちの手でやはりそれを地方に融資する道を開いてくれると、あるいはその資金の運用を自分たちにもやらしてくれろ、こういう率直な意味合いにおいての働き方も、ただ勧誘とか資金を集めるばかりでなく、同時に散らすことも自分たちの手を通じてやらしてくれろのが当然じゃないか、そういう意味の問題じゃないかと思ふのであります。私は、運用権自身はたゞいまありませんが、預金部資金として國家財源に入れられてはおりますが、これはやはりいろいろの方法を通じて、これは地方開発なり、あるいは國民生活向上のために使われておることはいふまでもない事実だと思ひます。ただ私も考えますのは、在来も郵政省自身でやつておつたことでありまして、また働く者の気持ちから申しましても、またそれ加入したりあるいは貯金をいたしたる人たちの気持ちから申しましても、できるだけその世話をするところ、非常に関連なまた縁の遠いところ、で世話してもらわないで、その場所です。というのが本来の筋だろと思ひます。そういうふうな意味合いにおきまして、今国会においてぜひとも運用権の問題を解決してみたい、これが私の念願であり、事務當局ともいろいろ相談をたゞいま進めておるような次第であります。不日国会にも提案をするような運びにまでぜひともいたしたい、かように考えまして、ただいませつかく努力しておるような次第でございます。

○受田委員 大臣は積立の運用権の問題で、資金運用部の方にあつても、郵政省に残されておつても、大差はないのじゃないか、問題はこれを利用する方の側が、従業員はわれ／＼が骨を折つておるものを、われ／＼で大衆にサビズしたいという気持ちを持つて行くとか、あるいは加入者自身も自分たちが金を出しているところから、いろいろと便宜をはかつてもらうようにしたいという気持ちがあるとか、いうような、軽い意味でこの積立金が考えられておるのだというお話でありました。が、私はこの問題は、もちろん政府資金として國家の重要な面に使われるのは、これはあたりまえの話です。しかしその政府資金が大蔵省に持つて行かれることによつて、大蔵大臣の強力な発言によつてその金が動かされるのであつて、郵政大臣はほとんどこれに關与することができないような——もちろん國務大臣としては關与されましようが、それに加入した大衆の聲としてその金の動きに対しては、十分の動きがとれない線にあると思ふ。従つて零細な大衆資金を集めたその金が、特定の資本家の方にまわつたり、あるいはこれが金融債引受けだとかいうような形において、銀行その他の金融機關が十分この恩恵に浴したりすることに思ふのであります。大体そういう形になつて来ておるのであります。が、實際に加入したお互いが、お互いの保健施設を向上する問題とか、加入者自身がもつと健康の保護をしてみたいという方面にこの金が使われていない。世界のどここの国を見ても、この点において加入者自身の健康上の保護が資金的に制約を受けておるような

國はあり得ないと思ふ。こういう意味からこの積立金の運用権が大蔵省にあるというところは、軽くどちらでもいいのだ、あまり深く考えるほどの問題ではないのだという御説明は、これは國務大臣として、各省の上にあつてその省の派閥を解消する立場でお考えの場合には當然それでけっこうでしようが、簡易保険の加入者自身が、大衆の零細な生活をしておる人たちであつて、大資本家ももちろん一部あるかもしれないけれども、先ほど大臣が言われたように、簡易保険は今も依然として勤労大衆がこれを利用するものであると私は思ふのです。この点において、その加入者の便益供与という点において、資金運用部にこの金が置かれておることは、非常にわくをはめられておると私は断言できると思ふのであります。が、いかがでございますか。

○佐藤國務大臣 運用権の問題は、私は別に軽く考へてはおけません。ただ最初の御説明では、いかにも預金部にあれば特別な方向で大蔵省が使うのだ、これではめちやくちやじやないか。今の重ねの御説明のうちにもありますが、預金部資金は零細な金を集めたのだから、これが大資本家の方に融資されるということとはとてもないことじやないか、こういうお話であります。私、國家資金というものは、直接または間接において國民生活の向上、確保に寄与するものだということ、特に申し上げるゆゑんであります。私どもの方といたしまして考えますのは、この簡易保険自身にも、ただいま具体的にお話がありましたように、加入者自身に対して直接利益を配當するような方途ももちろん講じて参りたいと思ひます。ことに簡易保険制度そのものから考えますれば、簡易保険の業績が向上して参りますれば、加入者に対して利益配當をする、これは當然のことでありまして、こういう直接のものもありませんし、また同時に地方的な問題がいろいろ考えられて行くわけでありまして、そういう場合に、運用権のあるとなつては明らかに相違するわけなんでしょう。これは私もその方の仕事といたしまして、本来は集めることが主になつておりますが、同時に散らすことも申します。これを融資活用すること、これは集めるものが當然考へるべき筋であらうという意味合いで、実は運用権の問題と取組んでおるわけでありまして、お説のやうに加入したら加入したところだけへこれを返すのだというやうな、狭義と申します。非常に狭い意味の考へ方は、必ずしも制度の運用から申して適當だとは考へません。もちろん甲の村から百万円入つたら必ず甲の村に百万円返さなければならぬ、さういふ意味のものではないし、この点は受田委員もかようなお話をなさるとは私も考へません。ただ私も資金を集めますが、同時にその零細な資金を集めて、地方の実情等についても、相當詳しく正確にその状態を認識してゐると考へておるものであります。この意味合いにおきましては、私も運用すること、がより有効適切ではないか、國家的見地に立ちましてこれは有効適切ではないか、かような意味合いにおいて、運用権の問題と取組んでおる次第であります。

○田代委員 関連して……。今の受田

君の質問と同じ運用部資金の運用の問題ですが、新聞によりますと、開発銀行関係へこれを注ぎ込むというふうなふうに出ておりましたが、事実そうですか。

○佐藤國務大臣 一部はそちらにもまわつておると思います。一部は……。

○田代委員 先ほど受田君の質問に対しまして、大臣はこの金は国家的な見地から使うので、従つてこれを無理に地方に還元するとか、そういう狭い観点に立つ必要はないのじやないか、十分政府を信用して、国家的な見地から使うということに信頼してこれを使ひてもらいたい、こういうふうな御意見のようであります。というのは、今の御意見によりますと、開発銀行にこれを投入することになりますと、実際に置きまして現在の日本の情勢、またこの産業に重点を置いて行くか、どういふふうなこれを持つて行くか、どういふふうな政府の現在の経済政策、あるいは財政政策からいいますと、たとえは実際に置きまして、地方財政は明らかに破綻して、六・三制の問題におきまして、あるいは災害が起つた場合における土木のための資金にいたしましたも、こういうものには非常にわずかしかがまわつて来ない。そうしてたとえは飛行機を生産するといふような産業に対しては、明らかにすぐ助成金をやましては、明らかにすぐ助成金をやる、こういうような政策が出てくる。これははつきり再軍備とか、あるいはそういう特殊な独占資本の方に向けるという線が出ておるのであります。受田君が危惧されることは当然のことです。従つてわれ／＼は全國民的な立場から、そういう零細なる人民

の資金というものを、なぜ平和産業へ、実際に國民が平和のために、また安定した生活ができるように、災害を即刻に復旧するとか、こういう方面になぜ使つてくれないか、先ほどの次官なり政府当局の説明によりますと、大体もう簡易保険なんかの金を集めることは、頭打ちをして非常に集まらないな結論のようでございますけれども、私はそれは非常に違つてゐるのじやないか、これを実際に地方のそういう平和のために、また地方の破綻している財政を救うといふような立場から、学校をよくするとか、厚生施設のために使つていふ線が明確に出ますならば、これは地方の公共団体によつて、どのどの募金のために協力すると思ふ。事実これはやつておられます。ところが実際に集めて見たけれども、その金は自分の方にはちつとも役に立たない。そうしてとんでもない飛行機をつくる助成金に使われるといふことになりまして、これは國民の意思に反するわけでありまして、受田君が心配されるのは当然であります。私はなおこの点につきましてはつきり政府の御見解を承りたい。

○佐藤國務大臣 ただいまとんでもないお話を伺つて、私実は驚いております。御承知のように、直接または間接國民生活の確保に寄与するのだということを申したので、今開発銀行——今年には直接開発銀行にはなつておりませんが、電源開発資金として六十億なら六十億出ておる。御承知のように預金部資金といたしましては、総額千五百五億になつておる。これは予算の上で

はつきり御承知だと思う。そのうちにおきまして貯金が六百億、あるいは簡易保険が三百八十億でしたか、そういうふうな資金があるわけでありまして、そういうものが今言われまふように、地方公共団体への貸付もありまして——貸付と申しますのは、これは地方の起債のわくになるわけですが、そういう問題もありません、あるいは住宅金融公庫、あるいは国有鉄道公社、あるいは國民金融公庫、その他幾多の項目に実はそういう資金がわけられるのであります。でありますから、先ほど来申し上げておりますように、直接または間接必ずこれは地方にも還元されておるのであります。おそれく受田委員には御了承願ふと思ひますが、田代委員の今の関連質問としてのお話は、どうもどの点を御指摘になるのか、ちよつと非常に縁が遠い。いきなり航空機生産の補助だとか、あるいは軍用予算だとか言われまふけれども、そういうものでは毛頭ありません。これは予算の使い方をよくごらんになればおわかりになるのであります。ただ直接還元といふことになりまふれば、甲の村で百万円集まれば、その百万円を甲の村に返せといふことになる。そんな資金の運用の方法はないといふことを申し上げる次第であります。

○受田委員 いずれまた田代さんから御質問があると思ひますが、私は今のこの質問を流行さしていただきまふ。もう一点この問題で佐藤大臣にお尋ねしたいことは、保険事業というものは、契約の面から、そして保険金の積立金の運用の面から、さらには支払いの面に至るまで、一貫的事業として

考へて行くのが系統立つたものと思ふ。保険事業で、世界のどこに運用権だけを抜き出したような事業があるか、あればひとつおしやつていただきたい。この点から保険事業を一貫した事業と見る場合の運営という点で、お考へになる必要はないかと思ふのですが、この点を念のために伺つておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 集めるのが郵政省という國家機關であり、それを散らすのが大蔵省という國家機關である。これは政府としての一体性は御了承願ふべき点であります。集めますと散らす点が別であつていいという議論を私は申しておるのじやないもので、ただ受田委員のお話は相當論理的な飛躍があるのじやないか、かように考へますので、その点を御指摘申し上げるわけでありまふ。私は決して別の國家機關である大蔵省でやらぬでもないじやないが、当然政府自身がそういうことをやるならば、自分たちの集めた範囲内において郵政省が散らす。郵政省も國家機關だ。それならばその方が筋が合ひはしないかといふのが、運用権の問題のようになつておる。

○郵政委員 関連して……。今の大臣のお話を私は正直に受取りまして、非常に嬉しく思つております。というのは、今までの政府のお考へは、今の大臣のお考へとはかなり異なつた考へのように受取つております。それは大蔵省一本でやるという考へえのようでありましたが、今大臣が不日それを国会にも提出して運用権の問題を考へる、そのお考へになるというのには、郵政省でやつてもいいのではないかといふことに重点を置いていいか悪いが、その点

をもう一ぺん念を押してお伺ひしておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 この点は、皆様方の御要望も、前国会等におきまして、運用権を郵政省にとりたたいというお話をしておられる。私もその線に沿つてゐる／＼くふうなり研究を続けておるわけでありまふ。特別な事情のもとにおきまして、一箇所でやることによつて政策が一定するのだ。なるほど一箇所で運用をやりますれば、運用自身は非常にはつきりするといふ長所はあることだと思ひます。しかし同時に、その場内はやや縁遠い点も生ずるのでありますので、長所と欠点と彼此勘案いたして参りますと、必ずしも一箇所でばかりやるのがいいという結論にはならないのだらうと思ふ。そこで運用権の問題についても、国会の決議等も尊重し、その線において私どもが勘案するのが当然だと思つて、いろいろくふういたしておる次第であります。

○郵政委員 どうかその線に沿つて極力、しかも近い機会において、強くやつていただきたいといふことを要望いたしておきます。これで終ります。

○尾崎委員 ちよつと申し上げまふが、郵政大臣は分科会の方の約束があつたのを無理にちよつとこちらへ来てもらつたのでして、明日でもまた以後に質問を願ふことにして、郵政大臣は分科会の方へ……。

○受田委員 もうちよつと……。これで終ります。御多忙ですが、大いに活動してもらわなければならぬので……。一省の國務大臣ですからね。それで今の佐藤さんの御答弁では、非常に國務大臣制が発揮されているの

です。これは幅の広い政治家として敬意を表しますが、一方において、こういう観点から不安を抱くのですが、郵政大臣としてのセクトを除くが、あまり、今度の電通、郵政両省や運輸省を一本にして、交通省にして、オーケー、こういうような形で大きな線で動かれ過ぎて、せつなく過去において歴史を持ち、伝統を持つて来たこの郵政省などがおそまつな取扱いを受けないように、この点特に御要望を申し上げて、大いに祖国再建のためにがんばつていただきますと思うのです。

○佐藤内閣 大いに鞭撻、激励をいただきます。私共縮に存じておりますが、私大所高所からばかり物を申し上げるわけではありませんが、歴とした郵政大臣でありますから、郵政大臣としての所信を披瀝しておるのであります。別にそれとわかれたセクシヨナリズムでは意見を立てておる次第でもなければ、また直接省を担当しておるにかかわらず、無責任なお話をしておるわけでもありません。率直に私の所信を申し上げておる次第でございます。

○石原(登)委員 私は一点だけお尋ねいたしますが、今新聞で行政機構の改革の問題が出ておりますが、これは私も自由党として、今日の日本の国情から考えて、行政整理には大いに期待も、もちろん主張もいたしております。また同時に国民もそういうような観点に立つておる、かように考えているわけでありますが、どうも新聞に発表されたものは、あるいは事実であるかどうか知らないものでありますけれども、私どものかねて考えておりますところの観点から見た行政整理というものと、よほど縁が遠いのではない

いか、こういうことを考えるわけであり、特に本委員会に關係の深い運輸交通省、こういうようなものの考え方というものが、どういふような立場からああいうふうなことが考えられておるのか、またあの新聞の発表について、所管大臣であるところの郵政大臣に對して、何か意見が求められておるかどうか、またあの記事に對して、所管大臣であるところの郵政電通大臣が、どういふような考え方を持っておられるか、これらの点を一応お尋ねいたしておきたいと存じます。

○佐藤内閣 行政機構の改革は、吉田内閣といたしまして非常な決意のもとに研究を続けておるのであります。しこうして新聞等に伝わっております行政整理の素案と申しますか、原案と申しますか、そういうものはあるのでございます。しかし關係間の意見の交換もまだ遂げておりませんし、もちろんまだ閣議で決定しておる問題でもないのであります。私は私といたしまして、いろいろ意見も持つておるわけでございますが、ただいま申し上げるように重大な問題であり、政府といたしまして十分論議を尽くし、審議も尽した結果、最終案を得るといふ考え方でおりますので、ただいまは主として皆様方の御意見を伺うことが本筋ではないか、かように考えておるわけでございます。ただこの機会に私の所信の一端を申し上げますれば、まことに抽象的なものではありまするが、お預かりしております郵政省なり電通省なりが、行政整理の案から見ますれば、あるいは郵政庁になり、あるいはその他公社になるとかいうような案が出ておるわけでありますが、両省にと

りましてはまことに重大なる問題でございます。従いまして一面、吉田内閣がぜひとも実施したいと考えておる行政機構の改革につきましては、ぜひともこれをなす遂げたいという強い考え方を持っておりますが、そういう決意を持つておるだけに、よりつばな行政機構改革案を出さなければならぬもの、特にお預かりしております省等が、ただいま申し上げるような形において処理されるというようにならざることを、一そう重大な問題だと思ひますので、その意味において慎重に、また各方面の御意見等もいろいろ伺ひまして、私の最終的な決意をつくるべく、せつなく努力をしておるような次第でございます。決してこの問題を簡単に扱うというような考え方はないのであります。その点は御了承を賜わり、同時にまた当委員会といたしまして、非常な重大なる関心のあり問題だと思ひますので、皆様方の御高見等をも忌憚なく伺うことができますれば、一層の仕合せに考える次第であります。一言私の考え方なり、また取組んでおります態度を明確にこの機会に申し上げる次第でございます。

○石原(登)委員 この機会に私大臣に特に要望したいと思ひますが、ただいま大臣からお話のありました通り、あの案に對しては、私も実はいろいろな面でも、まだ検討もしなくちやならない問題が多いわけでございます。率直に申し上げます、自由党が考えておるところの行政機構の改革あるいは行政の簡素化というようなものは、ただ単に省を名目だけ少くするといふような考え方はありません。その党の考え方が非常に誤られて、あ

いうような線ができておるのであります。また特にあの案をつくつたのは、官僚の人たちがつくつておるのであつて、非常に私は遺憾であります。ですからこの次の機会においては、政府部内において十分反省せられまして、自由党の真意をほんとうに行政機構の簡素化にあつて進めてもらいたいといふことを、強く要望したいと思ひます。時間の關係があるようですから、私の質問はこれで打切つておきます。

○岡田委員 簡易保険局長に續いてお尋ねいたします。従来六千六百万件あつたという少額契約も、今日は非常に整理されておる。しかしこれをなすおのまかに存置するといふことは、非常に事務を複雑にさせるという点と、加入者にもかへつて御迷惑をかけるという意味があるのかどうか、とにかくこの際取立て中止という措置に出たい、こういう御意思であります。この残された少額の保険契約は、加入者にしては満期まで置こうというような意思のある人は、そうないだらうと思ひます。むしろこの際取立てを中止して満期まで置かぬでも、取立てを中止すると同時に、現在の額における還付金を支払つて、契約を解除される措置をとられてはどうかでしようか。

○白根(玉)政府委員 少額契約につきましては、お説のような御疑問も出るだらうと思ひますが、各郵政局管内の意見も聞いてみたのでござい、契約の最高の保険金額は一千円でござい、一件平均が二百七十四円程度でございます。しかも一件の平均

の保険料が一円三十八銭程度のものでございまして、これらの契約については存続を希望しないじやないか、解約して還付金を払つたらどうかという見方も一応は研究してみたいのでござい、ところが郵政局方面の意見を聞きまして、農村方面におきましては、この契約は孫が何才のときにやつたんだ。これを解約してもらつては困るといふものがあるのでもござい。従いまして記念としてつておきたいという希望もあるのでもございまして、また一面解約によつて還付金を払うといふますと、加入者としては不利になるように今の法律を改正するわけでございます。おあげする金が不利になる面もござい、一面農村方面といたしまして、とにかくにもこの契約は存続しておきたい、記念になるからという希望を持つておる面もござい、従いましてサービスの面について、あまり御迷惑をかけないような考え方をいたしまして、御提案申し上げましたような趣旨の、取立て停止をいたしたらどうか、こう考えたのでござい。

○岡田委員 そうしますと、その希望をする人もあるが、あとは、今まで乗りかえ制度もやつておりましたし、大体目的は達してはおりましようが、残された今の千六百万件ですか、全部孫の時代まで残しておきたい者ばかりではないでしよう。そうなれば、そういう特殊の希望者はそのままにしておいていいと思ひますが、そのほかは、この際何か御契約の解除の希望はないかというふうなことも問うて、あればこの際整理しておきたいというふうにしておかれる方が、千六百万件の書類が

残っているだけでも、台帳が残るだけでも、その事務の複雑さは相当なものではないかと思ひますが、大した事務的な差障はありませんか。

○白根(五)政府委員 実はこれらの契約につきましては、自発的に解約をなさる方々には、認めておるわけでありまして、ところがやはり片一方、私たちが乗りかえをやつて整理したときは、御承知のように本人の申請によらなければならぬことになっております。従ひまして解約の手はずであるのでございまして、その解約という手を使つて、解約申請がないのでございまして、集金に行けば出すわけですから、そういう存続したいという意思が加入者にあるのかかわらず、それを法律でもつて一方的に解約してしまふというのはどうかと考へまして、やはり加入者の意思をそんたくいたしまして、あれこれ考へてみますと、一方的な解約でなくて、自発的な解約はすでにあるのでございまして、この案のようにやつたらどうか、こう思ふのです。それで手数の面としては、台帳はございしますが、これはどうせ別に整理して、貯金でいえば活動する契約原簿と一緒に、別整理しておくと、そう大して手数がかわらないのではないかと、かように考へて、この案を御提案申したのでございまして。

○受田委員 この問題は非常にこまかい問題なんです、今までこの保険をはつておる人は、継続の意思がなく、とりに行けば出す、とりに来なければはつておくと、八四円もらつても大したことはないのですから、これは忘

れておる人が非常に多いだろうと思ひます。従つて忘れていような保険が、いつまでもそんな少額が残つていようなことは、非常に事務が煩瑣になるだろうと思ひますし、何らかの年限を切つて、従来の保険に申入れがないものに対してはこうするか、あるいはもし法律の上に規定することが困難であれば、技術的に、集金の際に少額のものには御契約を解除されてはどうかと、という勘案をされて、その契約解除をおはかりになる、

こういうふうな手を打つ。つまり取扱の上の問題か、あるいは法的に規定するかの問題なんです、このようなものが、終身保険に入つておつたとして、これから五十年も先まで続いたとしますと、これをそのままずつと簡易保険局としては、台帳を残されるかどうかの問題になると思ひますが、記念の保険ならば、この機会にこの保険はこういふふうな切りかえたという、記念保険でも渡しておかれて、今までのものを一応打ち切るというやうなことも、ある程度新しいセンスを味かうことができないのではないですか。

○白根(五)政府委員 実は私も、最初はどういうやうな軽い気持ちであつたのでございまして、しかし農村方面に参りますと、やはり契約は存続したい、集金にあればそのときおあげしよう、こういう人もあるし、また手数の面からすれば非常に困るわけであり

いますけれども、契約者の方で存続を希望しておるやうな面もございまして、解約の奨励という手もございまして、それより以上に出て、本人の意思を無視いたしまして、一方的に法律で解約して還付金を出すということは、保険のやうな長期契約を対象とする事業におきましては、やはり保険の信用等を維持するために、少しまわりくどいやうなやり方ではございしますが、この辺でひとつやらしいただけ、望外の仕合せと存じます。

○田代委員 乗りかえ制度に関連してですが、とにかく戦後インフレになつたので、非常に貨幣価値が下落して、それでどうも乗りかえ制度を廃止するとかせぬとか、こういう問題が起るの、今後どう／＼こういう問題が起るの、今後どう／＼御説明なつておりますが、私は今後の日本の将来、あるいは貯金の問題、保険の問題を考へまして、非常に憂慮にたえないことは、今またかりに八万円なら八万円、十万円なら十万円、新しい契約をしまして、三年あるいは五年しますと、現在非常に自由党の政府は戦争宣伝をやつておりますし、アメリカでも盛んにそれをやつてゐる。もしかりに第三次戦争が起るといふことになれば、当然これはまた大インフレが起ると思ふのです。すでにその可能性は非常に強いわけですが、そういうことになつた場合に、また同じ犠牲を保険契約者にかけることになりはしないかどうか。従ひまして実際の政策として、実際に政府は今後どういふ問題が起つた場合には、かりに五年先に、そういう問題が起つた場合には、貨幣価値が現在よりも百倍も下落したという場合には、そ

の百倍に相当するずれをもつて政府は支払うというやうな、補償をされる意図があるかどうか、やはりこれと同じ轍をふむというやうなことが考へられるおるのではないかと。その点私にはつきりしていただきたいと思ひます。

○白根(五)政府委員 お話の趣旨は、仮定の面が相当多分にあるかと思ふのであります。保険事業経営以来三十二年になつておりますが、こういうことを考へるといふのは、たつた一回でございまして、のみならずこれは加入者の意思を無視するやうな考へ方ではないのであります。御承知のように民間でも三年くらいは前納を勧めております。従ひまして一年以上の前納をしていただく方々については、取立て停止をするわけではないのであります。のみならず窓口で取扱うものにつきましても、むろ取扱うのでございまして、のみならず保険事故が出ましたときには、未払い保険料を差引くことになつております。従ひましてこれは実質上の理論から申し上げますと、政府が保険料を無料子で立てかえて行くという建前になつております。実質論としては、政府が一方的に加入者の意思を無視してやるんだという建前にはなつておらないのでございまして、ただこちらの事業経営の面から申しますと、手数もかかるという面もありまして、また一面事務費と比較考へたてかえ払いをしてやるというやうな実質を持つたやり方をいたしまして、大体つじつまは合ふ、こういうやうな考へ方からいたしましたして、事業上の必要もさることながら、加入者の側の利

益をできるだけ尊重したいという面では、こういう御提案を申し上げたのでございまして、その点をひとつ御了承していただきたいと思ふのであります。なお将来非常に物価が高くなつて行つたときには、物価変動にマッチするやうな、スライド的な保険金額の払いをしただろうかというお話でござい

ますが、これは事業の建前からいたしますと、掛金を対象にして、保険料の中からやるやうな建前になつておりますので、その点はさうでないと思ふのでございまして。

○田代委員 結局非常に問題になりますのは、貨幣価値の非常に高いときに保険料を払つて、それを自分が受けるときには、実にたまたまいふやうになつてゐる。三、四十年来今度初めてだといふことをおつしやいまして、私は今後それがまた再発する可能性が非常に多いという情勢に、現在あるといふことを考へなければならぬ、それからまた国民にほんとうに安心させなければ、こういうことは成功しないと思ふのです。非常に貨幣価値が高いときに納めた保険料で、今申し上げたやうに、百倍もとにかく貨幣価値が下落しておるときに、それで払つてもらつても、一向何にもならない。しかし高い貨幣価値で払つておられますので、当然私はそれをずらして支払つて、決して理に合わない話じゃないといふやうに考へるので、その点政府としては、安心して保険料をかけ、またはとれるやうに考慮される余地はないかどうか、また考慮されたかどうか、されないかどうかといふことをお聞きしておるわけでありまして。

○白根(五)政府委員 貨幣価値の変動

があつた際の、いわゆる加入者側の不利な場合を御指摘して、それに対応するようなことを考えたかどうか、こういうお話だろうと思ふのであります。長期契約の建前からいたしますれば、残念ながらそういうことはできないのでございますが、しかし簡易保険といひましては、余裕金がある限りにおきましては、加入者に還元するといふような建前になつておるのでございます。私どももいたしましては、できるだけ近い機会におきまして、たとえば利益配当も復活させたいと考えておるのであります。それでお話のようになつた際は、その利益配当でかげんするといふような考え方は、これはいたさなければならぬと思ふのでございますが、長期契約であつて、一定の時期を基礎にして保険料の基礎をはじいておるのでございますから、貨幣価値が非常に下つたときには、スライドするといふところまで契約面で解決することは、少し無理と思ひますが、しかし貨幣価値の低いときに集まつた積立金を十分持つて、しかも任意積立もするに考へて、そういう時代にあたりましては利益配当の額等において、調節することは考えられぬことではないと思ひます。そういう意味で私どももいたしましては、事業の堅実をはかりまして、できるだけ事業の伸びるよう努力いたしておるよう次第でございます。

○田代委員 無理とおつしやいますけれども、われ／＼加入希望者としてしまひては、決してそれは無理じやないもので、またこの点がつきり解決しなければ安心できないし、これは当然先ほどの運用権の問題にも関連しますけれども、だからそういう蓄積した金をとんどんとにかく平和産業に使つて、それを保険加入者に払うとかいふふうにしなれば、私は筋が通らぬのじやないかといふことを主張するわけでありませんが、それはそれとして、先ほど私は超過契約につきましての政府の答弁を伺つておきますと、何だか非常にすべてがぼやけておりました、超過契約という現象が起つた、これは結局従業員が悪い、部下が悪いのだというふうな、責任の転嫁をそういうふうに行つて行かれておるやうな印象を受けたのであります。私はそれは非常にけしからぬじやないかと思ふ。実際に先ほど政府自身が答弁されましたように、非常に苛酷な目標確保を従業員に押しつける。これだけ必ず保険契約をとれ、この契約をはつきりとならなければ実績が上らないから、君の成績に係するのだ、こういうふうな短刀を突きつけて仕事をさせるというふうな非民主的なやり方が、結局いやおうなしにそういうことをして実績を上げてとらなければならぬ、そういうことから、加入させるべきでないものまでも加入させるというところに結果したのであるといふふうには、私は思はざるを得ないのであります。そういう場合に、従業員がこうだつたから、監督しております、取締らうとしております。少くとも指導幹部がこういうことを言われて、これで問題の解決になるかどうか。私は決してそうではないと思ふ。そういうふうな解決の仕方をされるに、全部の事業の行き詰まつてるところがあり、そういう問題が起ると

いうことは、現在の簡易保険の機構なり、あるいは運営そのものに根本的に欠陥がある。民間産業との競合というやうな点におきましても、そういう点に私は問題があると思ふのですが、そういう保険の運営、あるいは機構そのものに對する何か不十分な点とか、お気づきの点とか、ここはこうしなければならぬと思ふといふやうなことを考へられたことがあるかどうか。また考へておられれば、それに対する御意見を承りたいと思ひます。

○白根(王)政府委員 先ほど私が御説明申し上げたことが、言葉が足らなくて誤解されたことがあつたと思ひますが、私が先ほど御説明申し上げましたのは、要員関係等から見まして、事務的にふなれた方も、量が多いためにやらざるを得ないやうな状況に相なつた点も、ある程度あるといふのでございまして、そういうことを申し上げましたのは、一面おつしやられたやうな面でも、事業を立て直すために、あの当時にございましては、相当量の保険を募集しなければならぬ状況にあつたわけですから。それはその当時の要員に比較いたしまして、もう二年ぐらいたつたからこの職にまわそうといふのが、役所に入つてから一年たつたやうに、募集の量が多いために、そういう方々もまわさざるを得ないやうな現実もあつたからといふことでございまして、決して従業員がよく働いてくれなかつたとかいふ意味では毛頭ございせん。あそくその当時に於ける従業員の御活動は、涙ぐましいやうな御活動であつたと思ふのであります。ただ問題は、おつしやるやうに、その当時にございましては相当量の新契約をとらなければ

ば、保険が立つて行かないやうな状況でありました。従ひましてその当時にございしても、実は従業員並びに組合の方々に、事業を生かすためにはひとつ努力してくれないかといつて、御了解を受けて行くやうな手を打つてやつたのでございまして、私が申し上げましたのは、それは要員関係に比較いたしまして、新契約をたくさんとらなければならぬ特殊事情があつたといふことを申し上げたのでございまして、従業員がふなれたであつたといふのは、まだなれるところまで待つておれないやうな程度まで、量がたくさん来たといふことを申し上げた次第でございます。

なお能率を上げるやうな点についてどうかといふのであります。私の方といたしましては、事業の組織なり運営につきましては、能率が上がるやうな方向に、随時改訂なり再検討いたしまして、事業組織を考慮いたして参つておる次第でございます。

○田代委員 ただいま政府委員が説明されましたことは、これははなはだ遺憾でありまして、とにかく保険経済を充足しなければならぬといふことになりまふ場合に、それを達成するためにはこれくらい人員がいる、それに対してはこれくらい熟練者がいる、それから新しく採用した者に対しては、そういう点は／＼／＼／＼といふやうな方法でやらなければならぬといふことは、当然政府としましては手を打たれたらだらうと思ふ。これを打たれずしてやみくもに集める、さあこれだけでやれ、こういうことでは政治でも何でもありません。従つて当然そういう点は準備をされ、新来者に対しては懇

切丁寧な指導のもとになされたらうと私は思ふのです。ところが今の御説明を聞きますと決してそうではない。目標額はたくさんある。だからとにかくたくさん出しましたので、これは不始末なことができません。これは政治でも何でもありません。またこういう答弁でわれ／＼が納得できるかどうか。こういう重大な失態をやりますから、私は国民の代表として、こういうことを地方に行つて話すわけに行かない。しかも、私は実際に超過契約制といふやうなものであるかどうか知りませんが、私は法律的にこういうことではないと思ふ。ところが実際にいへば、これは今に始まつたことではない。だん／＼年が積み重なつて行つたのだらうと思ふのですが、そういうことを黙認されておつたといふふうな考えのようですが、この点どうですか。それから実際に超過契約による金額が大体どれくらいあり、何件あるかといふことを御答へ願ひたいと思ひます。

○白根(王)政府委員 先ほどの御質問のうちで、超過契約を黙認しておつたのではないかとのお話でございますが、黙認はいたしておりません。それから超過契約のものがどれくらいあるかといふお話でございますが、実は保険契約は私の方ではカード式でやつておるのでございまして、府県ごとに記号番号でやつておるのであります。従ひまして名寄せその他の関係では相当の手数もいるのでございまして、従ひましてどのくらいの超過契約があるかといふことにつきましては、まだ資料を持っております。

○石原(登)委員 関連して簡単に

ねいたしたいのですが、簡易保険ももちろんですが、民間保険も、こういうような保険を契約するという行為は、人間の社会生活の上によいことですか、悪いことですか、まずこれを今の質問に関連してお聞きしたいのです。

○白根(主)政府委員 私どもの考え方としては、簡易保険はよい制度であると思つてございまして、従いまして簡易保険を契約することはよいことだらうと思つてございまして、但し法律があれば守りたいということでございます。

○石原(登)委員 そうしますと、よいことであれば幾らでもこれは奨励するのが当然であると私は考えるのですが、この保険の場合も当然そうなるべくなくやならぬが、何がゆゑに保険の最高制限額制度を設けて、現在五万円を抑えたのはどういふわけでしょう。

○白根(主)政府委員 これは沿革的に見ますと、御承知のように簡易保険は簡易であつて、少額で、しかも中産階級以下の人々に対しては保険の保護を与える機会を与えたいという意味で、独占になつておつたのでございまして、従いまして独占時代におきましては、やはりある程度の線を、民間その他の関係から見まして引かなければならぬ。引く基準は、先般御説明申し上げたような趣旨で引いたのであらうと思ひます。独占がなくなつた現在におきましては、無審査保険といつたしまして、逆選択その他の面から見ても、それより行き過ぎではないかと思ひます。その線を越えないで、無審査保険として、逆選択その他の関係の問題が

起らない範囲内におきましては、これは民業であれば当然やつてよいことではございません。ただ官業といつたしましては、従来の沿革もございまして、従いまして民間に対する現状等も考慮いたしまして、国営事業でもございまして、一応法律で一定の最高制限額をきめておることであらうと思つてございまして、従いましては、国営事業その他の面から見まして、違法精神その他の面から見なければならぬと思つてございまして、ただ徳義その他の社会性から見ますれば、悪をやつたというほどではないのでございまして、国営事業なるがゆゑに、やはり違法いたしまして、もし違法でできないような、道理に合わないような金額であれば、また議會にお願ひいたしまして、上げていただくようにいたしたい、こう考へておるのでございまして。

○石原(登)委員 単独事業であつたから、こういうような最高制限額をつけたという事は、よくわかりました。従つて私は保険はいいことである以上大いに奨励し、さらにこれは国民のその能力に応じて、幾らでも伸長すべきものだ、私はこういうふうに考へております。そこでもし簡易保険の制度がなくなつたとしたら、今あなたがおつしやり、また私もさうに確信するところの、保険の制度という、社会生活を行う上にいい制度が今日ほど国民の間に、普及発達したかといふことについて、あなたの率直な御意見を伺ひたい。

○白根(主)政府委員 どうも御質問につきましては、手前みそのようなことになるのでございしますが、しかしながら簡易保険制度が創業せられた当時の話を、先輩あたりに聞きますと、その当時にあつたのは、民間の方々も当初には相当反対なやつた模様でございまして、しかしその後の経緯からいまして、御承知のように、保険につきましては、保険思想の涵養と保険の信用を高めることがまず第一であらうと思ひます。その面におきましては、簡易保険事業を創設されたために、民間保険が萎縮したとは考へられないと思つてございまして、また最高制限額の引上げにつきまして、ただいまの段階まで七回やりまして、これで八回であります。それらの引上げた前後のものも比較考慮いたしますと、引上げたために非常に悪い影響を与えたというものは、実はないのでございまして、ただ二十四年、二十五年の問題はありますが、これは先ほど御説明申し上げましたように、これは約五千万件に及ぶ旧契約の乗りかえが入つておつたのでございまして、われ／＼いたしましては、少くとも簡易保険のために、民間企業に対して悪い影響を持つとは思ひません。影響を持たない程度にこちらとしても運営しなければならぬ、かように考へております。

○石原(登)委員 ただいまの私の質問で明らかになつたことを要約いたしますと、簡易保険に限らず、保険の制度は非常にいいことであるといふことがはつきりいたしました。しかもそれに對して、簡易保険が三十六年間に相當寄与して、このいい制度が国家的に普及した。ところがこの制度も、當時は独占事業であつたために、ある程度他の事業との関係も考へて最高制限額を

設けた。こういうことであつて、今では独占事業でないといふことは事実であります。そうしますと今最高制限額を設けていることは、まづ民間事業を保護育成させるためにのみ、この最高制限額を設けている理由があるといふことが明らかになつたわけである。さういふにいたしますと、さういふような民間事業を保護あるいは助長させるというだけのために、国民一般大衆は、非常にいい制度であるものを、自分の自由な意思によつてそれをさらに継続する、あるいはそれを伸長させるといふことができないという結果になるわけですが、これはどんなものですか。ひとつ政務次官にお尋ねしたい。民間事業の利益のために、一般国民の当然自分の意思によつて選ぶべき、しかもいいことが、抑制されていゝものであるかどうか。私はむしろ今日なおこの最高制限額という制度を置いておることに対して、非常に大きな疑問を持つておるわけですが、政務次官はこの点についてどういふお考えを持つておられますか。

○寺本政府委員 お答えいたします。石原委員の御意見の面が、保険事業の面に多分にあります。それはごもつともな面でありまして、それがすべてではないと思ひます。やはり政府がやる以上は、保険の面だけをなめてはならない。すべて民間事業も育成して行かなければなりませんし、その調節をとつて行くのが政府の仕事だらうと考へるわけでありまして、そこで石原委員の御意見の面が多分にあると思ひますけれども、そのみによつて制限額を撤廃して、無制限に自由契約を認めるというわけには行かないではないかと

思ひます。やはり政府というものは各界、各層の面を考慮しまして、民間事業もある程度育成して行かなければならない。また民間事業も国家社会に貢献している面もあるものでありますから、それらの点をいろいろ勘案いたしますと、やはりどこかには一定の制限額という線を置かなければならぬじやないかと考へるわけでありまして。

○石原(登)委員 民間事業を育成することとはいつてございしますが、その育成のために、多数の国民を犠牲にしてはならない。ただいままでの私に対する答弁を聞いておりますと、この制度は非常にいい。また事実その通りなんです。国民にとつてもいいこの制度を、単に民間事業の育成といふことのために、さういふものを犠牲にしていゝかどうかといふことを考へますと、なるほどこれを今すぐ全面的に解け、こういうような議論はいたしません。根本的にさういふに考へてみますれば、今日巷間伝えられておるところの今回の保険の限度引上げについていろいろ行われているようなことは、非常に遠慮してもらわなければならぬといふことを私は考へるわけでありまして、先ほど受田君からもいろいろ質問があつて、この保険の限度のことについて、非常に中途半端な八万円というやうな線が出ておるのですが、私の研究した結果から見ると、非常にいいものがある。いかなる面から考へても根拠が非常に薄弱だと考へる。また次の委員会においてさらにつづ込んで質問いたしたいと思ひますから、きょうはこの程度でやめますが、いづれにいたしましても、こういう社会政策的な大きな政策は、自由党でこそさらに強力に

推進しなければならぬ、こういうような考え方を持っておるわけであります。どうか自由党の出先である政府当局では、八万円なんというこんなおかしい考え方でなしに、もう一べん研究をし直されて、この委員会の空気が私どもの意見と同じようでありますので、政府は決してくだらないで、もう一べんそういう面から御検討をお願いしたい。そうして次の委員会の場合は、きょうのようなつじつまの合わない答弁でなしに、国民が期待する、また国会が非常に期待しているような線にあなの方の頭を切りかえて出直しを私は希望して、本日の質問をこの程度で打ち切りたいと思います。

○田代委員 先ほどの質問に続きますが、政府の答弁によりますと、超過契約の金額が幾らあるか存じませんという事で、これは私は実に驚き入っているわけでありますが、そうしますと、かりに私なら私が、勧誘員から勧められて十五万円あるいは二十万円に入つておる。そして私が不幸にして死ぬという結果になつた場合に、政府は私に契約相当料を払ってくれるかどうか。つまり二十万円払ってくれるかどうか。それとも五万円と切つてしまつて、あと十五万円はちよんにするかどうか。この点を私はあらためてはつきりお答え願ひたいと思います。

○白根(玉)政府委員 その点につきましてお答えいたします。実は少し専門的になるのでございますが、たとえば私が一件入りまして、千円なら千円の契約をいたします。そうすると大分県なら大分の記号番号が出るわけでありまして、一年か二年たつてさらにまた私が入つて行くとい

うことになる、その間にカードが重なるつておりますから、それを今一時に調べるといふことになる、相当手数がかるのでございますが、しかし保険事故が outcome してお払いをするときは、証書を持つて来れば記号番号がわかるわけでありまして。従つて記号番号で引き出せばすぐ出るわけになつております。むろんお払いをするという点については、科学的になつておりますから御心配いりません。

○田代委員 結局五万円しかくれないということになると思ふのであります。私は二度死ぬわけにはいかぬから……。

○白根(玉)政府委員 その点まだ説明を詳しくいたさなかつたのでございまして、今後契約をする際にあたりましては、超過契約は嚴重に押えて行く。しかしながらすでに契約が成立している以上は、たとえば八万円でも八万円をお払いいたさざるを得ない、そういう考え方でございまして。

○石原(登)委員 超過契約は嚴重に押えていると言ふが、現在だつて嚴重に押えているんでしよう。ただ今の制度では超過契約をしているかしてないか、おそらく私はわからないと思ふ。それだから超過契約がもしはつきりしておるとするならば、あなた方は嚴重に取締らるべきが当然であつて、また当然今日までそういうふうに来ていらつしやると私は確信しております。ただ今の制度ではそれをチェックする方法がない。それだからさつきの答弁にもあつた通り、片務契約であつて、またしかも後日そういうものが発見された場合でも、政府は責任を持つ、こういうふうに私は聞いておりますが……。

○白根(玉)政府委員 今石原委員がおつしやつた通りでございます。

○田代委員 もう一つはつきり念を押しておきたいのでありますが、さつき申しましたように、私が限度を越えて勧誘されて、二十万円なら二十万円に入つておる。私が死んだ場合、私の女房なりあるいは子供が、うちのおやじはとにかく二十万円入つておりましたから、二十万円お支払いくださいと言つたら、現在規定にはないけれども、政府は二十万円お払いします、こういうことになつておりますということに承知していいわけですか。

○白根(玉)政府委員 おつしやる通りであります。

○尾園委員長 それでは両案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。次会は明日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十四分散会

昭和二十七年三月一日印刷

昭和二十七年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所